



# 埼玉県報

第 2 2 7 5 号  
平成 23 年 4 月 1 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

### 管理規程

- [公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [平成23年度埼玉県製菓衛生師試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [調理師法に基づく指定試験機関への試験事務の委任\(保健医療政策課\)](#)
- [平成23年度さいたま市及び川越市との委託事務に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [障害者就業・生活支援センターの指定に係る告示\(就業支援課\)](#)
- [結核病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [東京都との行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定\(道路環境課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画東武動物公園駅西口土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [蕨駅西口地区7番街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [県営都市公園の供用区域変更に関する告示\(公園スタジアム課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [県道笠幡狭山線の道路区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道笠幡狭山線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道笠幡狭山線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道笠幡狭山線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道川越日高線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道片柳川越線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道片柳川越線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道二本木飯能線の区域変更について\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道二本木飯能線の供用開始について\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山鴻巣線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [国道407号の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道122号の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸三郷線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道122号の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部菖蒲線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部久喜線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)

- [県道六万部久喜停車場線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道加須幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道阿佐間幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道姫宮停車場線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部菖蒲線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部菖蒲線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成23年度第1回埼玉県警察官\(巡査\)採用試験の実施\(警務課\)](#)
- [平成23年度第2回埼玉県警察官\(巡査\)採用試験の実施\(警務課\)](#)
- [平成23年度第3回埼玉県警察官\(巡査\)採用試験の実施\(警務課\)](#)
- [平成23年度埼玉県警察官\(巡査\)採用試験\(県外試験\)の実施\(警務課\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙長の事務に併せて行う選挙区\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成23年3月31日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等\(選挙管理委員会\)](#)

## 正誤

- [埼玉県規則第31号目次中訂正\(文書課\)](#)
- [埼玉県公安委員会規則第3号目次中訂正\(文書課\)](#)
- [埼玉県条例第40号中訂正\(建築安全課\)](#)

## 規 則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十六号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

第十九条に次の一項を加える。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、第一項各号に掲げる方法で複写し、又は出力したものの送付を求めるところができる。この場合において、当該費用は、郵便切手で納付しなければならない。

別表登録手話通訳者選考試験の項及び調理師試験の項を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第三十七号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二二の項中

中層耐火	三九・六六から 七五・五六まで	一四〇
------	--------------------	-----

を

高層耐火	三六・ 三八・	中層耐火	三九・ 七五・
------	------------	------	------------

六六から 五六まで	一四〇	八〇から 八九まで	一〇一
--------------	-----	--------------	-----

に改め、同表中二九九の項を三〇一の項とし、一八六の項か

ら二九八の項までを二項ずつ繰り下げ、一八五の項の次に次のように加える。

一八六	草加やすはた住宅	草加市新善町	中層耐火	五〇・三六	二〇
一八七	グロリアス草加長栄町住宅	草加市長栄町	中層耐火	五〇・〇四	二〇

## 附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表二二の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

## 管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあっては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

第十八条に次の一項を加える。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、第一項各号に掲げる方法で複写し、又は出力したものの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手で納付しなければならない。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 加 藤 孝 夫

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

第十八条に次の一項を加える。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、第一項各号に掲げる方法で複写し、又は出力したものの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手で納付しなければならぬ。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第四百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人童夢ガーデン

三 代表者の氏名

吉野 恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目二十七番五号ヨシノビル五階

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化が進む地域社会において、子どもや育児に携わる家族、高齢者や要介護者を抱える家族、そしてその携わる全ての者が抱える社会的な不安の改善に取り組み、地域住民とともに、地域住民がその担い手となり、子どもや育児に携わる家族の支援、サポートを指すことにより子どもや高齢者の健全育成をはかり、また高齢者や要介護者を抱える家族が、住み慣れた地域社会で、在宅で暮らすための支援やサポートを行い、地域社会で子どもや高齢者がともに過ごし、世代間交流を実現した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とし、ひいてはその取り組みの担い手の育成により地域の雇用創出に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第四百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年三月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地球友の会埼玉協会

三 代表者の氏名

荻原 洋 志

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目五番八号吉田ビル株式会社東陽通信社

内

五 定款に記載された目的

この法人は、日本及び世界の国々で広く一般の市民を対象として、世界環境写真展を開催する事業、環境関係の活動及び出版事業を行い、地球環境の認識を高めることで、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。



# 告示

埼玉県告示第四百二十三号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十三年 八月十日（水）	さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号 埼玉県民健康センター

## 二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

## 三 受験資格

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は法附則第三項に規定する者であつて厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

ロ 学校教育法第五十七条に規定する者又は法附則第三項に規定にする者であつて、二年以上菓子製造業に従事したもの

ハ 法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において現に菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

## 四 受験手続

### イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

### ロ 受験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

### ハ 受付期間

平成二十三年六月二十七日（月）から七月一日（金）まで  
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時  
まで

郵送の場合は、平成二十三年七月一日（金）までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前

平成二十三年九月二十一日(水)及び二十二日(木)午前十時から午後五時  
まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十三年九月二十一日(水)午前十時から平成二十三年十月二十日(木)  
午後五時まで

# 告 示

埼玉県告示第四百二十四号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第二項の規定により、同項に規定する試験事務を次の者に行わせることとしたので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第二条の二第一項の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定試験機関の名称  
社団法人調理技術技能センター
- 二 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都中央区日本橋掘留町二丁目八番五号 JACCビル
- 三 行わせることとした試験事務の範囲  
試験の実施に関する事務の全部
- 四 試験事務を行わせることとした年月日  
平成二十三年四月一日

# 告示

## 埼玉県告示第四百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十七号から第三十九号まで、第五十七号、第六十三号から第七十号まで、第七十八号から第八十二号まで、第八十四号、第八十六号、第八十七号、第九十九号、第一百号、第一百二十五号、第一百三十二号、第一百三十四号、第一百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十五号、第四百六十七号、及び第四百六十八号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取り扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明</p>	<p>平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p>

# 告示

埼玉県告示第四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT 狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五〇五 一外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一八六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一六五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 四箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 三箇所

## 八 変更年月日

平成二十三年十一月二十四日

## 二 届出年月日

平成二十三年三月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年八月一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年八月一日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第四百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや志木柏町店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十二号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）いなげや志木柏町店

埼玉県志木市柏町一丁目九百三十番十四号

（変更後）いなげや志木柏町店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十二号

## ハ 変更年月日

平成二十三年二月十六日

## ニ 届出年月日

平成二十三年三月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年八月一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年四月一日から平成二十三年八月一日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第四百二十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十三条の規定に基づき、平成二十三年三月二十八日付けで同法第三十四条に規定する業務を行う者として次の法人を指定した。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

名称	住所	事務所の住所地	指定に係る地域
社会福祉法人 戸田わかさ 会	埼玉県戸田市新曽 千三百二十一番地 一	埼玉県戸田市新曽 千三百二十一番地 一	埼玉県の区域
社会福祉法人 ヤマト自立セ ンター	埼玉県新座市菅沢 一丁目三番一号	埼玉県新座市菅沢 一丁目三番一号	埼玉県の区域

# 告示

埼玉県告示第四百二十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

牛	結核病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発生年月日	処置
			疑似患畜	一頭	鶴ヶ島市	平成二十三年 三月二十五日	隔離



# 告示

埼玉県告示第四百二十号

行政区域の境界に係る道路の管理の方法について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により東京都と協議して次のとおり定めたと、同条第五項の規定により告示する。

その関係図書は、平成二十三年四月一日から三十日間、埼玉県県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 路線名、位置、種別及び管理者

路線名	位置		種別	管理者
東京朝霞線	新座市新塚一丁目	埼玉県	道路	東京都 (北側部分) 埼玉県 (南側部分)
	練馬区大泉学園町九丁目	東京都		

二 管理の方法の内容

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるものを除くほか、新設、改築（橋りよりの架替えを含む。）並びに区域変更及び供用開始行為（告示行為を含む。）以外の管理

三 施行年月日

平成二十三年四月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十一号

宮代町から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第四百三十二号

宮代町から幸手都市計画東武動物公園駅西口土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第四百二十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、蕨駅西口地区7番街区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

蕨駅西口地区7番街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十三年八月三十一日

三 施行地区

埼玉県蕨市中央一丁目の一部、大字蕨字仁中歩の一部

四 事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目五番一号

五 施行認可の年月日

平成十九年二月二十日

六 変更の内容

事業施行期間

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十三年三月三十一日

# 告示

埼玉県告示第四百二十四号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

権現堂公園

二 位置

久喜市小右衛門地内並びに幸手市大字権現堂及び大字高須賀地内

三 変更に係る区域

別図のとおり



四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十三年四月一日

# 権現堂公園



## — 凡例 —

-  供用済の区域
-  今回供用開始する区域

## 供用開始する区域の面積

A : 4.0ha  
B : 6.7ha  
計 : 10.7ha

# 告示

埼玉県告示第四百二十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに売りさばき場所

主たる事務所の所在地	名称	売りさばき場所
東京都豊島区東池袋 三丁目一番一号	株式会社ファミ リーマート	埼玉県さいたま市浦和区高砂 三丁目十五番一号（埼玉県庁第 二庁舎地下一階・本庁舎地下一 階）

二 指定年月日

平成二十三年三月二日



# 告 示

埼玉県告示第四百二十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番十五号

埼玉宅建協同組合

二 指定年月日

平成二十三年四月一日

# 告示

埼玉県告示第四百二十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに売りさばき場所

主たる事務所の所在地	名称	売りさばき場所
東京都渋谷区渋谷三丁目二十五番十八号	トランス・コスモス株式会社	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号 埼玉県浦和県税事務所内 埼玉県川口市西青木二丁目十三番一号 埼玉県川口市県税事務所内

二 指定年月日

平成二十三年三月二十二日

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 笠幡狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
七 一 四 番 一 地 先	狭 山 市 大 字 柏 原 字 上 の 原	区  間
一 四 ・ 六 一 ）  二 九 ・ 〇 〇	一 四 ・ 六 一 ）  二 五 ・ 〇 〇	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル )
	二 〇 ・ 五 〇	延 長  (メ ー ト ル )
基 づ く 承 認 工 事	道 路 法 第 二 四 条 に	備  考

## 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 小 島 一 男

笠幡狭山線	路線名
狭山市大字柏原字上の原 七一四番一地先	供用開始の区間
平成二十三年 四月一日	供用開始の期日
延長 二〇・五〇 メートル	備考

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 笠幡狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字柏原字上の原 七一四番一地先まで	日高市大字大谷沢字前原 五八四番一地先から	区 間
一三・五〇 二二・〇〇	一三・五〇 一九・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	二〇・〇〇	延 長 (メートル)
基づく承認工事	道路法第二四条に	備 考



# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

笠幡狭山線	路線名
日高市大字大谷沢字前原 五八四番一地先から 狭山市大字柏原字上の原 七一四番一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年 四月一日	供用開始の期日
延長 二〇・〇〇 メートル	備考

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市大字久保字臥岩 一〇五番三地先まで	日高市大字久保字亀竹 二八番一地先から	区 間
一〇・七六〽 一五・四五	一〇・七六〽 一五・四五	敷地の幅員 (メートル)
	六七・六〇	延 長 (メートル)
道路改良工)による	道路改築工事(道	備 考

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	日高市大字久保字篠原 八〇番一地从から 日高市大字久保字杉窪 一七三番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十三年 四月一日
備考	延長 二六〇・三〇 メートル

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 片柳川越線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七 七 七 番 八 地 先 ま で	坂 戸 市 大 字 石 井 字 宿 内  一 九 〇 〇 番 一 地 先 か ら	区    間
一 〇 ・ 五 〇 } 一 一 ・ 五 〇	八 ・ 一 二 } 一 〇 ・ 三 三	敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )
	二 四 ・ 六 〇	延 長  ( メ ー ト ル )
		備    考



# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

片柳川越線	路線名
七七七番八地先まで 坂戸市大字塚越字谷治川 一九〇〇番一地先から 坂戸市大字石井字宿内	供用開始の区間
平成二十三年 四月一日	供用開始の期日
延長 二四・六〇 メートル	備考

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 道路線名 二本木飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
六五七番三地先まで 同市大字寺竹字前真土	入間市大字寺竹字北内野 五八二番一地先から	区 間
一一・九〇 一三・	一・六〇 一一・七	敷地の幅員 (メートル)
	二・五〇	延長 (メートル)
	歩道設置工事	備考

# 告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

路線名	二本木飯能線
供用開始の区間	入間市大字寺竹字北内野 五八二番一地从から 同市大字寺竹字前真土 六五七番三地从先まで
供用開始の期日	平成二十三年 四月一日
備考	延長 二〇・五〇 メートル

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 東松山鴻巣線

三 道路の区域

新 C	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>地先まで 比企郡吉見町大字西吉見一二五番 東松山市新宿町一七番三地先から</p>	<p>地先まで 東松山市松本町二丁目六七八番二 東松山市五領町一六番九地先から</p>	<p>字二の耕地三六五番一地先まで</p>	<p>東松山市松本町二丁目六七六番二 地先から比企郡吉見町大字久米田</p>	<p>区 間</p>
<p>五二・〇〇</p>	<p>三〇・〇〇</p>	<p>八・六〇〇</p>	<p>八・六〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一、五九九・〇〇</p>	<p>一、二〇四・〇〇</p>	<p>二、七五一・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>備考 社会資本整備総合交付金整備工事。なお、一部区間を県道東松山桶川線と重用。 旧Bは一般国道四百七号として管理する。</p>				



## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

<p>四百七号</p>	<p>路線名</p>
<p>東松山市大字正代字駒形一―二五番一地从から東松山市大字宮鼻字代正寺五四番四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年四月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年三月十六日埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二六・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市芋茎字狭間一 一九八番 一地先から 久喜市菖蒲町菖蒲字四丁免二 ○三九番一地先まで	加須市芋茎字狭間一 一九六番 八地先から 同市芋茎字東原一 四七六番四 地先まで	区 間
二五・〇四 四七・〇〇	一〇・六五 一五・五一	敷地の幅員 (メートル)
六九八・〇〇	九四五・五〇	延長 (メートル)
旧区間の除外である(同 除外区間は県道加須菖 蒲線として引続き管理 する)		

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 松戸三郷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三郷市鷹野四丁目四四七番地先から 同市鷹野五丁目二五七番一地先まで	三郷市鷹野四丁目四四七番地先から 同市鷹野五丁目二四二番地先まで	区 間
二二・九〇〇～二四・四七	二二・五〇〇～二四・四七	敷地の幅員 (メートル)
一八七・〇〇	三三四・〇〇	延 長 (メートル)
	旧の一部区間は三郷 市道へ移管	備 考

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
	三郷市鷹野五丁目三五二番地先から同市戸ヶ崎字関戸二二三番四地先まで	三郷市鷹野五丁目三五二番地先から同市戸ヶ崎字関戸二二三番四地先まで	区 間
七・一〇〇一〇一・〇〇	八・四五〇一九・三〇	(メートル)	敷地の幅員
二七八四・八〇	一八八一・〇〇	(メートル)	延 長
	旧Aは三郷市道へ移管		備 考



# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 松戸草加線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
市瀬崎町一五四番地先まで	八潮市大字西袋二七九番一地先から草加	市瀬崎町四九七番一地先まで		七・一〇〇〇～二〇・〇〇〇	八八一・〇〇〇	旧Aは草加市道及び八潮市道へ移管	

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先から 同市菖蒲町台字南三五四番一地先まで  久喜市菖蒲町字四丁免二〇三九番一地  二四・八三〃 五八・七八	久喜市菖蒲町菖蒲字西堀一三〇〇番二 地先から 同市菖蒲町台字南三五四番一地先まで  七・七五〃 二六・六〇	区  間  敷地の幅員 (メートル)
五三二五・〇〇	四六四六・〇〇	延 長 (メートル)
旧道の一部は県道さいたま菖蒲線及び県 道加須菖蒲線として存置し、残区間を告 示日付けで久喜市道として引き継ぐ。		備  考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 春日部菖蒲線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで から同市菖蒲町台字南七〇番一 地先	先まで から同市菖蒲町台字南七九〇番一 地先	区 間
一六・〇八 一六・六〇	九・〇〇 一五・四〇	敷地の幅員 (メートル)
四〇・〇〇	四五二・〇〇	延 長 (メートル)
<p>路線の短縮である。(国道百二十二号引き継ぎに伴う区域の変更である。新終点は国道百二十二号バイパス交点)</p> <p>旧区間は告示日付けで久喜市道として引き継ぐ。</p> <p>(引継区間延長三五九・〇〇メートル)</p> <p>備考</p>		

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市久喜東五丁目五九三番五地先 から同市南二丁目八八番一―地先ま で</p>	<p>久喜市久喜東五丁目五九二番地―地 先から同市久喜東六丁目四八番地二 地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・三〇ゝ 三五・二〇</p>	<p>二一・六五ゝ 三五・八五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三二〇・二〇</p>	<p>二二一・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧区間の跨線橋側道は告示日付けで久喜市 道として引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>



## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 六万部久喜停車場線
- 三 道路の区域

旧新B	旧A	旧新別
<p>から 久喜市上早見字新田五六五番三地先 同市上町七二〇番五地先まで</p>	<p>先から 久喜市下清久字屋敷前三三一番三地 同市上町九七番二地先まで</p>	区 間
<p>一六・〇〇〃 三一・七〇</p>	<p>七・三〇〃 一一・〇九</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>九一三・九〇</p>	<p>七二〇・〇〇</p>	延 長 (メートル)
<p>バイパス供用開始に伴う道路区域の変更である。 旧Aは告示日付けで久喜市道として引き継ぐ。</p>		備 考

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

旧 新 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	久喜市東大輪字浅間下二〇七九番四地 先から 幸手市北二丁目二八五八番二地先まで	六・八〇ㄱ 二〇・〇〇	五三〇〇・〇〇	バイパス供用開始に伴う道路区域の変更である。 旧Aは告示日付けで久喜市道及び幸手市道として引き継ぐ。
旧 新 B	久喜市東大輪字浅間下二〇八九番二地 先から 幸手市大字内国府間字新田裏七三四番 四地先まで	一七・〇五ㄱ 六六・四〇	五二四五・〇〇	

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
幸手市大字松石字西二一 番一地先から 同市大字松石字東二五五番 二地先まで	幸手市大字松石字西二一 番一地先から 同市大字千塚字太子二四二 番三地先まで	区 間
一三・四〇 一八・七八	八・九一 一八・七八	敷地の幅員 (メートル)
一一七・〇〇	九〇二・〇〇	延 長 (メートル)
<p>路線の短縮である。(加須幸手バイパス 供用開始に伴う区域の変更である。新終 点は加須幸手バイパス交点) 旧区間は告示日付けで幸手市道として引 き継ぐ。(引継区間延長七五〇・〇〇メー トル)</p>		
備 考		

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 姫宮停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一 番 二 地 先 ま で</p>	<p>南 崎 玉 郡 宮 代 町 川 端 四 丁 目 四 〇 七 番</p> <p>三 地 先 か ら 同 郡 同 町 同 町 川 端 四 丁 目 四 一</p>	区 間
<p>一 一 ・ 七 〇 〇</p> <p>一 二 ・ 九 三</p>	<p>八 ・ 五 九 〇</p> <p>九 ・ 五 六</p>	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル)
	<p>七 九 ・ 二 〇</p>	延 長  (メ ー ト ル)
	<p>歩 道 整 備 事 業 に よ る。</p>	備 考



## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 春日部菖蒲線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
台一〇九二番一地先まで 一番一地先から同郡同町大字岡泉字神	南埼玉郡白岡町大字岡泉字神台一一一	区 間
一一・二四〇 一二・〇五	九・三一〇 一〇・一二	敷地の幅員 (メートル)
一五三・六〇		延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

路 線 名	春日部菖蒲線
供 用 開 始 の 区 間	南埼玉郡白岡町大字岡泉字神台一一一番一 地先から 同郡同町大字岡泉字神台一〇九二番一地先ま で
供 用 開 始 の 期 日	平成二十三年四月四日
備 考	平成二十三年四月一日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十九 号で告示した供用開始である。延長 一五三・六〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年三月十一日

指令川建セ第二二〇一〇一〇一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年三月二十八日

第二二〇一三七号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字川島字長山一八四六番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市田中一 六番地

内田 実

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月十五日

指令川建セ第二二〇〇八四二号

二 検査済証番号

平成二十三年三月二十九日

第二二〇一三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字上台五一〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字川島一五二四番地一ーリバーハイツ102号

國峯 清正

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年四月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

### 一 許可番号

平成二十三年二月十七日

指令越建セ第二二〇〇四八一号

### 二 検査済証番号

平成二十三年三月二十五日

越建セ第四八〇一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四百八十六番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸五百九十八番地

齋藤 米始

# 告 示

埼玉県警察本部告示第 43 号

平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成 23 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査 類及び平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類を次のとおり実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

埼玉県警察本部長 横 山 雅 之

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性 190 人

女性 21 人

### (2) 平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性 20 人

女性 9 人

### (3) 平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性 50 人

女性 6 人

### (4) 平成 23 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査 類

英語 1 人

韓国語 1 人

### (5) 平成 23 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類

柔道 1 人

剣道 1 人

## 2 受験資格

### (1) 日本国籍を有する者

### (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に該当しない者

### (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢



試験区分	学歴	年齢
国際捜査類 武道・体育指導類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成24年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和56年4月2日以降に生まれた者
	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成24年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上取得した者又は平成24年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
	類及び類に該当しない者	昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査類	語学力（受験言語）が堪能な者
武道・体育指導類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者

3 試験の方法

(1) 第1次試験 教養試験（国際捜査類を除く。）、専門試験（国際捜査類のみ。）

及び論文（作文）試験

(2) 第2次試験 専門試験（国際捜査 類のみ。）、人物試験、身体検査及び体力検査

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次 試験	5月8日 (日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 文教大学 (越谷市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	5月31日(火) 午前10時	合格者に通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表の日から7日目の午前10時までの間掲示する。
第2次 試験	6月4日(土)から6月6日(月)までのいずれか1日及び7月14日(木)から7月26日(火)までのいずれか1日(7月16日(土)から7月18日(月)まで、7月23日(土)及び7月24日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		8月17日(水) 午前10時	

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り  
その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成23年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給
類 国際捜査類 武道・体育指導類	221,811円
類	211,004円
類	191,530円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成 23 年 10 月 1 日以降の予定である。ただし、類の大学卒業見込者、類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査類及び武道・体育指導類は、平成 24 年 4 月 1 日以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成 23 年 2 月 23 日（水）から配布している。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

### (3) 受付期間

#### ア 持参受付及び郵送受付

平成 23 年 4 月 1 日（金）から 4 月 14 日（木）までの間  
（郵送による場合は期間内消印有効）

#### イ インターネット受付

平成 23 年 4 月 1 日（金）午前 8 時 30 分から 4 月 13 日（水）午後 5 時までの間

## 8 その他

この試験についての問合せは、埼玉県警察採用センター（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514）に行うこと。

# 告 示

埼玉県警察本部告示第 44 号

平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類及び平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類を次のとおり実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

埼玉県警察本部長 横 山 雅 之

## 1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性 90 人

女性 14 人

(2) 平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性 10 人

女性 3 人

(3) 平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性 70 人

女性 6 人

(4) 平成 23 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類

柔道 1 人

剣道 1 人

## 2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に該当しない者

(3) その他次表のとおり

### ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
類 武道・体育指導 類	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学を卒業又は平成	昭和 56 年 4 月 2 日以 降に生まれた者

	24年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	
類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業又は平成24年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上取得した者又は平成24年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者(類に該当する者を除く。) 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和56年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
類	類及び類に該当しない者	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上(大学卒業見込みの者に限り三段を含む。)の者
-----------	---

3 試験の方法

- (1) 第1次試験 教養試験及び論文(作文)試験
- (2) 第2次試験 人物試験、身体検査及び体力検査

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次	9月18日(日)	芝浦工業大学	10月11日(火)	合格者に通知するほ

試 験		(さいたま市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	午前10時	か、合格者の受験番号 を県庁本庁舎南玄関の 掲示板及び埼玉県警察 ホームページに発表の 日から7日目の午前10 時までの間掲示する。
第2次 試 験	10月15日(土)又は10月16 日(日)のいずれか1日及び11 月24日(木)から12月1日 (木)までのいずれか1日(11 月26日(土)及び11月27日 (日)を除く。)に、埼玉県 警察学校で行う。		12月22日(木) 午前10時	

## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り  
その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

### (2) 給与

ア 平成23年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として次表のと  
おりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
類 武道・体育指導 類	221,811円
類	211,004円
類	191,530円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・  
勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成 24 年 2 月 1 日以降の予定である。ただし、 類の大学卒業見込者、 類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、 類の高校卒業見込者及び武道・体育指導 類は、平成 24 年 4 月 1 日以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成 23 年 2 月 23 日（水）から配布している。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

### (3) 受付期間

#### ア 持参受付及び郵送受付

平成 23 年 7 月 29 日（金）から 8 月 19 日（金）までの間  
（郵送による場合は期間内消印有効）

#### イ インターネット受付

平成 23 年 7 月 29 日（金）午前 8 時 30 分から 8 月 18 日（木）午後 5 時までの間

## 8 その他

この試験についての問合せは、埼玉県警察採用センター（さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。



# 告 示

埼玉県警察本部告示第 45 号

平成 23 年度第 3 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類を次のとおり実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

埼玉県警察本部長 横 山 雅 之

## 1 試験の名称及び採用予定人員

平成 23 年度第 3 回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性 45 人

女性 5 人

## 2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に該当しない者

(3) その他次表のとおり

学 歴	年 齢
1 学校教育法（昭和22年法律第26号） による大学を卒業又は平成24年3 月までに卒業見込みの者	昭和56年4月2日以降に生まれた者
2 前記1に該当する者と同等の資格 があると認められる者	

## 3 試験の方法

(1) 第 1 次試験 教養試験及び論文試験

(2) 第 2 次試験 人物試験、身体検査及び体力検査

## 4 試験の月日、会場及び合格発表

試 験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第 1 次 試 験	平成24年 1 月29日（日）	文教大学 （越谷市） 埼玉県警察学校 （さいたま市）	平成24年 2 月14 日（火）午前10 時	合格者に通知するほ か、合格者の受験番号を 県庁本庁舎南玄関の掲示 板及び埼玉県警察ホーム

			ページに発表の日から7
第2次 試験	平成24年2月18日(土)又は2月19日(日)のいずれか1日及び3月21日(水)又は3月22日(木)のいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。	平成24年4月18日(水)午前10時	日目の午前10時までの間 掲示する。

## 5 試験の対象となる職の概要及び給与

### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り  
その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

### (2) 給与

ア 平成23年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として次のとおりである。

採用(入校)時の初任給 221,811円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・  
勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成24年6月1日以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成23年  
2月23日(水)から配布している。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。  
ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア 持参受付及び郵送受付

平成 23 年 12 月 2 日（金）から 12 月 16 日（金）までの間

（郵送による場合は期間内消印有効）

イ インターネット受付

平成 23 年 12 月 2 日（金）午前 8 時 30 分から 12 月 15 日（木）午後 5 時までの間

8 その他

この試験についての問合せは、埼玉県警察採用センター（さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

# 告 示

埼玉県警察本部告示第 46 号

平成 23 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）及び平成 23 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）を次のとおり実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

埼玉県警察本部長 横 山 雅 之

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### （1）平成 23 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）

北海道（男性）	6 人
青森県（男性）	2 人
岩手県（男性）	2 人
宮城県（男性）	8 人
山形県（男性）	3 人
福島県（男性）	3 人
群馬県（男性）	6 人

### （2）平成 23 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）

北海道（男性）	4 人
青森県（男性）	3 人
岩手県（男性）	3 人
宮城県（男性）	7 人
山形県（男性）	2 人
福島県（男性）	2 人
群馬県（男性）	4 人

## 2 受験資格

（1）日本国籍を有する者

（2）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に該当しない者

（3）その他次表のとおり

試験区分	学 歴	年 齢
------	-----	-----

類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成24年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和56年4月2日以降に生まれた者
類	類に該当しない者	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

### 3 試験の方法

(1) 第1次試験 教養試験及び論文（作文）試験

(2) 第2次試験 人物試験、身体検査及び体力検査

（注）第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地は、第2次試験で実施する。

### 4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試 験	月日及び会場	合 格 発 表
第1次 試 験	各地元県と同一とする。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試 験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。

（注）第2次試験合格発表については、発表の日から7日目の午前10時までの間、埼玉県警察ホームページに掲示する。

### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

## (2) 給与

ア 平成 23 年 4 月 1 日現在における初任給（地域手当を含む。）は、原則として次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給
類	221,811円
類	191,530円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成 24 年 2 月 1 日以降の予定である。ただし、類の大学卒業見込者及び類は、平成 24 年 4 月 1 日以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

### (3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

## 8 その他

(1) この試験は、第 1 次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第 1 次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) この試験についての問合せは、埼玉県警察採用センター（さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル 0120-373514）に行うこと。

# 告示

埼玉県選管告示第四十五号

埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙を次により同時に行う。

平成二十三年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 選挙期日 平成二十三年四月十日

二 選挙すべき議員数

イ 埼玉県議会議員一般選挙

選挙区	議員数
南第一区	三人
南第二区	六人
南第三区	一人
南第四区	二人
南第五区	一人
南第六区	二人
南第七区	一人
南第八区	一人
南第九区	二人
南第十区	二人
南第十一区	一人
南第十二区	二人
南第十三区	三人
南第十四区	一人
南第十五区	一人
南第十六区	一人
南第十七区	一人
南第十八区	二人
南第十九区	一人
南第二十区	二人
南第二十一区	一人
南第二十二区	二人
南第二十三区	一人
西第一区	四人





東第十五区	一人
伊 さいたま市議会議員一般選挙	
選挙区	議員数
西区	四人
北区	七人
大宮区	五人
見沼区	八人
中央区	五人
桜区	五人
浦和区	七人
南区	九人
緑区	五人
岩槻区	五人

# 告 示

埼玉県選管告示第四十六号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十三年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

選挙区名	選挙所		選挙長の職務を代理すべき者	
	住	氏名	住	氏名
南第一区	草加市草加二一四―二二	秋元秀雄	草加市氷川町八一五	本多恵子
南第二区	川口市新井町二二―五	小川榮吉	川口市安行九九三	五島 淳
南第三区	さいたま市西区三橋六一五四七―一	吉田賢治	さいたま市浦和区大東一―三二一六―二〇二	梅野佳代
南第四区	さいたま市北区别所町一、〇〇〇―二七	小林弘文	さいたま市北区東大成町二一七―一六―二	黒須良士
南第五区	さいたま市大宮区吉敷町四―一三二―一	大澤規郎	さいたま市西区高木一、五三七―六	尾藤 久
南第六区	さいたま市見沼区堀崎町七三三―二	武藤正己	さいたま市見沼区南中丸一七二―一五	川上正利
南第七区	さいたま市中央区新中里四―一六―二二	寺尾一美	さいたま市中央区大戸六一七―一	谷畑敏明
南第八区	さいたま市桜区田島五―三―九	千葉晴夫	さいたま市中央区八王子二一六―一七	増岡孝夫
南第九区	さいたま市浦和区大東二―二三―三三	白杵信裕	さいたま市南区文蔵五―三―八―五〇八	新井昭彦
南第十区	さいたま市南区四谷三一―四―一〇	加藤武喜	さいたま市緑区三室一、三〇一―一〇	横田晃明
南第十一区	さいたま市緑区代山一四四―三	小築末治	さいたま市緑区道祖土四―九―八	野島俊雄
南第十二区	さいたま市岩槻区飯塚一、三〇〇	富田 優	さいたま市岩槻区平林寺五〇―二―二	新井久雄
南第十三区	上尾市小泉三〇九	河原塚重明	上尾市上野二二	松本弘道
南第十四区	桶川市鴨川一―一―二〇	辻本英雄	桶川市坂田東二―一―一	嶋津澄子
南第十五区	北本市深井四―六一	深谷榮作	北本市石戸五―四七	小川貞夫
南第十六区	鴻巣市栄町六一―二五	小口忠臣	鴻巣市下忍三、九九九―二	石川辰雄
南第十七区	志木市柏町二―一五―二二	廣島直子	志木市本町六一―一五―三〇	金子光男
南第十八区	新座市栗原五―一―一三〇	三木一明	新座市石神五―四―三〇	鈴木 茂
南第十九区	蕨市南町三一―八―二〇	新 勲	蕨市錦町二―一九―三三	北澤 仁
南第二十区	戸田市新曽一、七九一	御嶽隆英	戸田市笹目六一―八―九	江口宏和
南第二十一区	鳩ヶ谷市南七―二七―九	鈴木秀夫	鳩ヶ谷市南一―五―九	熊井初雄
南第二十二区	朝霞市溝沼六一―三―一四	塩味昌弘	朝霞市本町一―一八―三四	加藤洋子
南第二十三区	和光市白子二―一四―二二	浪間 昇	和光市西大和団地一―三―五〇六	庄子ミエ
西第一区	所沢市元町四―一二	井関雅晴	所沢市松郷八七―五七	永峰勝子
西第二区	入間市下藤沢二六八―四	飯沼 巖	入間市西三ツ木一〇〇	三木 登
西第三区	飯能市岩沢六三二―一〇	近藤 昇	飯能市白子二九三―四	浅見有二
西第四区	狭山市上奥富一、〇九九―三	清水 茂	狭山市南入曽四七三	廣澤通雄
西第五区	ふじみ野市西一―一五―三〇	堀越秀夫	ふじみ野市大原一―九―三	中馬京子
西第六区	富士見市羽沢三一―四―三〇	羽山義一	富士見市水子四、九五三―一	黒田柳次
西第七区	入間郡三芳町竹間沢九七四	池上正昭	入間郡三芳町北永井三九一―三	細沼英一

西第八区	川越市野田町二一六一一	杉本智子	川越市小堤九〇二一一	堀越孝
西第九区	日高市新堀一四	井上征利	日高市高萩六一七一一	井上紋理雄
西第十区	入間郡毛呂山町小田谷二七二一一	三塚正明	入間郡毛呂山町岩井西四一七一一八	加藤勉
西第十一区	坂戸市赤尾一、四一六一一	安野昇	坂戸市本町七一一〇〇	長嶋昂
西第十二区	鶴ヶ島市藤金七七六一五	大塚哲也	鶴ヶ島市鶴ヶ丘五二一一七	中嶋節
西第十三区	比企郡川島町上伊草一、四二七	中村八洲夫	比企郡川島町八幡三三七一九	宮本健二
西第十四区	東松山市宮鼻一、〇三一一四	岡田潔	東松山市下青鳥一〇九一一二	小高正尚
西第十五区	比企郡小川町腰越二、〇六五	山口裕司	比企郡小川町伊勢根一〇五	正木佳一
北第一区	秩父市大滝六四一	山口泰廣	秩父市上宮地町三三一一二九	石川光子
北第二区	秩父郡皆野町皆野二〇五	大塚昇	秩父郡皆野町大淵八九	福田亨
北第三区	児玉郡上里町嘉美五〇三	金井香澄	児玉郡上里町長浜三六二	伊藤眞蕃
北第四区	本庄市傍示堂五一	内野隆次	本庄市児玉町八幡山三四三一一	上田裕二
北第五区	深谷市宿根一、四二七	眞下裕史	深谷市上野台五三九一一三	宮島典子
北第六区	熊谷市三ヶ尻二、九一八一二	小泉照雄	熊谷市妻沼三四九一一	小林常男
北第七区	行田市酒巻二〇七一一	川島昭雄	行田市和田三五〇	内藤賢一
東第一区	羽生市中央二一八一三	大和敏孝	羽生市上新郷五、六一〇	須藤武
東第二区	加須市上三俣二、〇七一	橋本松雄	加須市上種足三、〇六八	栗原成志
東第三区	加須市柳生二、三三三三五	加藤博三	加須市旗井一九九一三	松本繁
東第四区	久喜市所久喜八四五	渡邊正美	久喜市上清久八〇	渡邊義久
東第五区	蓮田市御前橋二一六一一六	原田勇吉	蓮田市桜台一一一一七	内田孝
東第六区	南埼玉郡白岡町篠津二、一五〇一三	間中博	南埼玉郡白岡町荒井新田七八一	石井庸一
東第七区	春日部市新川二九	根岸保次郎	春日部市増富六五三一	沼尻幸男
東第八区	越谷市越ヶ谷一一四一五	井橋武治	越谷市花田二一一八一	瀧田英夫
東第九区	八潮市古新田一、〇五〇一一	三ヶ島三郎	八潮市大曾根四八〇	昼間悦子
東第十区	三郷市高州一一一八〇	永塚光洋	三郷市鷹野五十三九五	石出順一
東第十一区	久喜市西大輪三一一三九	岡昌章	久喜市中里七	染谷卓司
東第十二区	幸手市下吉羽一七一一一	小林英雄	幸手市平須賀一一九五	新井英子
東第十三区	北葛飾郡杉戸町倉松一一一一四	関根一男	北葛飾郡杉戸町高野台西六一一一二	富岡邦郎
東第十四区	吉川市上内川七六〇	山崎秀雄	吉川市保一一四一一三一一〇〇一	服部純子

# 告 示

埼玉県選管告示第四十七号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、選挙会の区域と開票区の区域が同一である次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十三年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

南第一区（草加市）、南第三区（さいたま市西区）、南第四区（さいたま市北区）、南第五区（さいたま市大宮区）、南第六区（さいたま市見沼区）、南第七区（さいたま市中央区）、南第八区（さいたま市桜区）、南第九区（さいたま市浦和区）、南第十区（さいたま市南区）、南第十一区（さいたま市緑区）、南第十二区（さいたま市岩槻区）、南第十三区（上尾市）、南第十五区（北本市）、南第十六区（鴻巣市の一部）、南第十七区（志木市）、南第十八区（新座市）、南第十九区（蕨市）、南第二十区（戸田市）、南第二十一区（鳩ヶ谷市）、南第二十二区（朝霞市）、南第二十三区（和光市）、西第一区（所沢市）、西第二区（入間市）、西第三区（飯能市）、西第四区（狭山市）、西第五区（ふじみ野市の一部）、西第六区（富士見市）、西第八区（川越市）、西第九区（日高市）、西第十区（坂戸市）、西第十二区（鶴ヶ島市）、西第十四区（東松山市）、北第一区（秩父市）、北第四区（本庄市）、北第六区（熊谷市）、東第一区（行田市）、東第二区（羽生市）、東第三区（加須市の一部）、東第五区（久喜市の一部）、東第六区（蓮田市）、東第八区（春日部市の一部）、東第九区（越谷市）、東第十区（八潮市）、東第十一区（三郷市）、東第十二区（久喜市の一部）、東第十三区（幸手市）、東第十五区（吉川市）

# 告 示

埼玉県選管告示第四十八号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十三年四月一日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

# 告 示

埼玉県選管告示第四十九号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票の順序は次のとおりとし、開票は同時に行う。

平成二十三年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 埼玉県議会議員一般選挙

二 さいたま市議会議員一般選挙

ただし、特別の事情により投票用紙を同時に交付する場合はこの限りでない。

# 告示

埼玉県選管告示第五十号

平成二十三年四月十日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する  
支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長

加藤

憲

選挙区

制限額

南第一区	九、二六八、〇〇〇円
南第二区	九、五二五、四〇〇円
南第三区	九、六〇五、八〇〇円
南第四区	八、五六九、六〇〇円
南第五区	一、三五七、五〇〇円
南第六区	九、一四六、四〇〇円
南第七区	一〇、三〇六、五〇〇円
南第八区	一〇、一九六、七〇〇円
南第九区	八、七八八、三〇〇円
南第十区	九、六九三、七〇〇円
南第十一区	一、二三三、四〇〇円
南第十二区	七、七〇八、六〇〇円
南第十三区	八、九七二、三〇〇円
南第十四区	一、八〇九、〇〇〇円
南第十五区	八、六八〇、九〇〇円
南第十六区	一、四七三、四〇〇円
南第十七区	八、六七〇、一〇〇円
南第十八区	九、二七〇、〇〇〇円
南第十九区	八、七五二、一〇〇円
南第二十区	七、八六二、七〇〇円
南第二十一区	八、〇五二、〇〇〇円
南第二十二区	八、一八一、一〇〇円
南第二十三区	九、〇六七、四〇〇円
西第一区	九、七〇三、〇〇〇円
西第二区	八、九五九、〇〇〇円
西第三区	九、五四八、四〇〇円



西第四区	九、二七四、六〇〇円
西第五区	七、七八一、七〇〇円
西第六区	一、〇八五、九〇〇円
西第七区	九、七三二、八〇〇円
西第八区	九、六五四、五〇〇円
西第九区	七、八〇七、五〇〇円
西第十区	七、二九六、七〇〇円
西第十一区	一〇、六九一、一〇〇円
西第十二区	八、五八〇、〇〇〇円
西第十三区	六、九〇二、二〇〇円
西第十四区	九、九三二、八〇〇円
西第十五区	一〇、六八五、五〇〇円
北第一区	八、五四四、一〇〇円
北第二区	七、〇一八、五〇〇円
北第三区	七、六九六、四〇〇円
北第四区	九、二六五、六〇〇円
北第五区	七、九九二、五〇〇円
北第六区	八、五〇二、七〇〇円
東第一区	九、七九八、四〇〇円
東第二区	七、七一五、一〇〇円
東第三区	八、五四九、六〇〇円
東第四区	七、七二四、二〇〇円
東第五区	八、七三五、七〇〇円
東第六区	八、二九四、三〇〇円
東第七区	一、〇六三、四〇〇円
東第八区	八、四八七、八〇〇円
東第九区	九、三五九、七〇〇円
東第十区	九、三〇〇、二〇〇円
東第十一区	八、三五五、〇〇〇円
東第十二区	八、二四八、三〇〇円
東第十三区	七、六五八、〇〇〇円
東第十四区	一、七七四、八〇〇円
東第十五区	八、二〇五、三〇〇円

# 告示

埼玉県選管告示第五十一号

平成二十三年三月三十一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、九九九人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四一、六五八人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六四、六七四人
南第二区	一三四、四四三人
南第三区	二二、九一五人
南第四区	三七、五〇七人
南第五区	二九、九五〇人
南第六区	四二、一四〇人
南第七区	二五、七二九人
南第八区	二五、二八八人
南第九区	三九、二六三人
南第十区	四六、五三六人

南第十一区  
南第十二区  
南第十三区  
南第十四区  
南第十五区  
南第十六区  
南第十七区  
南第十八区  
南第十九区  
南第二十区  
南第二十一区  
南第二十二区  
南第二十三区  
西第一区  
西第二区  
西第三区  
西第四区  
西第五区  
西第六区  
西第七区  
西第八区  
西第九区  
西第十区  
西第十一区  
西第十二区  
西第十三区  
西第十四区  
西第十五区  
北第一区  
北第二区  
北第三区  
北第四区  
北第五区  
北第六区

二九、四五二人  
三〇、五九一人  
六一、一一一人  
三一、七六三人  
一九、二〇一人  
三〇、四一五人  
一九、一五七人  
四三、一三三人  
一九、四八六人  
三一、八二九人  
一六、六七五人  
三四、三八六人  
二〇、七五三人  
九三、二二〇人  
四〇、六三四人  
二二、六八五人  
四三、一六九人  
一五、五八九人  
二八、八五九人  
二三、四二五人  
九二、四四一人  
一五、六九三人  
一三、六四一人  
二七、二七四人  
一八、七九五入  
一二、〇五七人  
二四、二二八人  
二七、二五一人  
一八、六五一人  
一二、五二四人  
一五、二四七人  
二一、五四九人  
四九、三〇七人  
五五、四五四人

東第一区  
東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

二三、六八九人  
一五、三二二人  
一八、六七三人  
一五、三五八人  
一九、四二一人  
一七、六四八人  
二八、七六九人  
五五、二七四人  
八七、七〇六人  
二一、六八八人  
三五、七八三人  
一七、四六三人  
一五、〇九二人  
三一、六二六人  
一七、二九一人

# 正 誤

埼玉県規則第三十一号（平成二十三年三月二十九日第二千二百七十四号）目次  
訂正

誤

埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則（公安委員会）

正

埼玉県警察公舎管理規則の一部を改正する規則（厚生課）

# 正 誤

埼玉県公安委員会規則第三号（平成二十三年三月二十九日第二千二百七十四号）

目次中訂正

誤

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会）

正

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

# 正 誤

埼玉県条例第四十号（平成八年十月十八日号外第八十一号）中訂正

ページ 行

三下段 前から二及び八

誤

限に

正

現に